

「芦屋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」

はじめに

令和2年7月31日付け、文部科学省初等中等教育局長より、『学校における携帯電話の取扱い等について（通知）』がありました。

これを踏まえて、芦屋市教育委員会では、携帯電話は、学校の教育活動に直接必要でない物であることから、児童生徒の学校への持込みを原則禁止とする方針を継続してまいります。しかし、諸事情（登下校中の防災・防犯のため等）により、例外的に携帯電話の持込みを許可する場合は、学校での教育活動に支障がないよう配慮する為、「芦屋市立小中学校における携帯電話の取扱い等に関するガイドライン」を策定しました。

学校は、このガイドライン等を参考に、原則、令和3（2021）年度中には、登下校時や校内での『携帯電話の持ち込みに関するルール』を定め、児童生徒や保護者に周知します。

◇ 『携帯電話の持ち込みに関するルール』

- (1) 携帯電話を持ち込む目的は、登下校中の防災・防犯のために限定し、緊急の場合のみ使用する。
- (2) 校内では、携帯電話の電源を切っておく。
- (3) 校内での携帯電話の管理は、児童生徒自身のかばんに入れるなど、自己管理とする。
- (4) 携帯電話の持ち込みは自己責任とし、破損・紛失・盗難・個人情報漏洩等に関して、学校は責任を負わず、保護者の責任とする。
- (5) 児童生徒が、ルールを繰り返し違反する場合は、一時的又は長期的に持ち込みを制限する。
- (6) 携帯電話の持ち込みを希望する場合は、保護者は子どもとルールについてよく確認した上で、同意確認書（別添資料1）を毎年度学校に提出する。

※ 本ガイドラインにおける「携帯電話」とは以下のものをいう。

- ・ 子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
- ・ フィーチャーフォンやスマートフォン（通話機能以外に、インターネット閲覧等が可能なもの）

※ タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤー、携帯電話等の付属品（イヤホン・ヘッドホン等）は本ガイドラインにおける「携帯電話」には含まない。

➤ 本ガイドラインは、令和3年6月1日より運用する。

保護者の皆様

芦屋市立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

芦屋市立〇〇学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましてお知らせいたします。登下校中の災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任に提出願います。

----- (切り取り) -----

芦屋市立〇〇学校 様

年 月 日

芦屋市立〇〇学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

<同意事項> 保護者と児童生徒で同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。

全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者✓	児童生徒✓
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合のみ携帯電話を使います。		
2	校内では携帯電話の電源を切ります。		
3	校内での携帯電話の管理は、かばんに入れるなど、自分で管理します。		
4	携帯電話の破損・紛失・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		
5	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限される等、学校の指導に従います。		

___年___組___番

児童生徒氏名_____

保護者氏名_____